

釧路市生活館等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市生活館等条例（平成17年釧路市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 釧路市隣保浴場（以下「浴場」という。）の名称は、次のとおりとする。

竹乃湯

(職員)

第3条 生活館及び浴場（以下「生活館等」という。）に館長を置く。

2 館長は、生活館等に関する事務を所掌する課長をもってこれに充てる。

3 生活館に生活相談員及び嘱託員を置くことができる。

(使用の申込み)

第4条 生活館を使用しようとする者は、釧路市生活館使用申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを承認したときは、使用承認書を交付するものとする。

(隣保浴場の使用料)

第5条 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

大人（12歳以上の者）	260円
中人（6歳以上12歳未満の者）	100円
小人（6歳未満の者）	50円

(使用料の減免)

第6条 条例第6条第4項の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、生活館等の使用料を減免することができる。

- (1) 災害のあった世帯
- (2) 急迫した状況にある要保護世帯
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

2 生活館等の使用料の減免を受けようとする者は、生活館等使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、生活館等使用料減免承認書を交付するものとする。

(休日等)

第7条 生活館等の休日及び開館（場）時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これらを臨時に変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(1) 生活館の休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月5日までの日及び12月31日

(2) 浴場の休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び1月3日

(3) 開館（場）時間

生活館 午前9時から午後9時まで

隣保浴場 午後3時から午後9時まで

(使用者の遵守事項)

第8条 生活館等の使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに充分留意すること。
- (2) 美観風致を害する行為をしないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(特別の設備等の承認)

第9条 条例第10条の規定により特別の設備等の承認を受けようとする者は、使用の申請の際に特別設備等申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市生活館等条例施行規則（昭和36年釧路市規則第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第39号）

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（釧路市阿寒町生活館条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 釧路市阿寒町生活館条例施行規則（平成19年釧路市規則第40号）

(2) 釧路市音別町尺別生活館条例施行規則（平成17年釧路市規則第95号）

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の釧路市生活館等条例施行規則又は前項の規定による廃止前の釧路市阿寒町生活館条例施行規則若しくは釧路市音別町尺別生活館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の釧路市生活館等条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。